

金属くず類回収業に関する条例施行規則

(昭和32年10月22日公安委員会規則第3号)

改正 昭和35年12月公安委員会規則第5号、42年11月第4号、平成7年3月第4号、10年6月第2号、17年3月第8号、24年3月第2号、7月第9号、令和元年6月第3号、12月第9号、3年3月第3号

金属くず類回収業に関する条例施行規則をここに公布する。

金属くず類回収業に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金属くず類回収業に関する条例（昭和32年10月山口県条例第32号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(書類の経由等)

第2条 条例及びこの規則の規定により公安委員会に提出する書類は、営業所（営業所のない者については、住所又は居所をいう。）の所在地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

(許可の申請)

第3条 条例第3条の規定により回収業の許可を受けようとする者は、金属くず類回収業許可申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（日本の国籍を有しない者については、同法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。第3号及び第4号において同じ。）

(2) 条例第4条第1項第4号に該当しないことを誓約する書面

(3) 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し、登記事項証明書及びその業務を行う役員の住民票の写し

(4) 未成年者にあつては、戸籍謄本、登記事項証明書その他の法定代理人を確認するために必要な書類及び当該法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、前号に掲げる書類）

(心身の故障により回収業の業務を適正に実施することができない者)

第3条の2 条例第4条第1項第4号の公安委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により回収業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(許可証の様式)

第4条 条例第5条の許可証は、別記第2号様式による。

(許可証の書換え交付の申請)

第5条 条例第6条の規定による申請をしようとする者は、金属くず類回収業許可証書換え交付申請書（別記第3号様式）に許可証を添えて提出しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第6条 条例第7条第1項の規定による申請をしようとする者は、金属くず類回収業許可証再交付申請書（別記第4号様式）を提出しなければならない。

2 条例第7条第2項の規定による申請をしようとする者は、金属くず類回収業許可証再交付申請書に許可証を添えて提出しなければならない。

（許可証の返納）

第7条 条例第8条の規定により許可証を返納しようとする者は、金属くず類回収業許可証返納書（別記第5号様式）に許可証を添えて提出しなければならない。

（標識）

第8条 条例第10条に規定する標識は、別記第6号様式によらなければならない。

（帳簿等への記載等）

第9条 業者は、次に掲げる事項を条例第12条第1項の帳簿等に記載をし、又は同項の電磁的方法により記録をしておかなければならない。

(1) 取引の年月日

(2) 金属くず類の品目、数量及び特徴

(3) 相手方の住所、氏名、職業及び年齢（金属くず類を譲渡する場合は、職業及び年齢を除く。）

(4) 条例第11条第1項の規定により行つた確認の方法

2 条例第12条第1項の公安委員会規則で定める帳簿に準ずる書類は、伝票その他これに類する書類とする。

（帳簿等又は電磁的方法による記録のき損等の届出）

第10条 条例第12条第3項の規定による届出をしようとする者は、帳簿等・電磁的方法による記録き損届（別記第7号様式）、帳簿等・電磁的方法による記録亡失届（別記第7号様式）又は帳簿等・電磁的方法による記録滅失届（別記第7号様式）を提出しなければならない。

（休業の届出）

第11条 条例第16条の規定による届出をしようとする者は、金属くず類回収業休業届（別記第8号様式）を提出しなければならない。

（従業者証の様式）

第12条 条例第22条第1号の従業者証は、別記第9号様式によらなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和32年11月1日から施行する。

（旧規則の廃止）

2 金属屑回収業に関する条例施行規則（昭和29年7月山口県公安委員会規則第7号）は、廃止する。

（経過措置）

3 条例付則第4項の規定により許可証の交付を受けようとする者は、届書（別記第

1 2 号様式) 正副 2 通に写真 2 葉を添えて提出しなければならない。

付 則 (昭和 3 5 年 1 2 月 2 7 日公安委員会規則第 5 号)

この規則は、昭和 3 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 4 2 年 1 1 月 1 日公安委員会規則第 4 号)

1 この規則は、昭和 4 2 年 1 1 月 1 0 日から施行する。

2 この規則の施行前に、改正前の金属くず類回収業に関する条例施行規則第 3 条の規定により旧住民登録法 (昭和 2 6 年法律第 2 1 8 号) の規定による住民票の抄本を添えて提出された申請書は、改正後の金属くず類回収業に関する条例施行規則第 3 条の規定により住民基本台帳法 (昭和 4 2 年法律第 8 1 号) の規定による住民票の写しを添えて提出されたものとみなす。

附 則 (平成 7 年 3 月 3 1 日公安委員会規則第 4 号)

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 0 年 6 月 1 6 日公安委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 1 0 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年 3 月 3 1 日公安委員会規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 4 年 3 月 2 1 日公安委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 4 年 7 月 6 日公安委員会規則第 9 号)

この規則は、平成 2 4 年 7 月 9 日から施行する。

附 則 (令和元年 6 月 2 8 日公安委員会規則第 3 号)

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 2 3 日公安委員会規則第 3 号)

この規則は、令和 3 年 3 月 2 3 日から施行する。